

第16回定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

主要な営業所

使用人の状況

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2025年6月1日から2026年5月31日まで）

株式会社ジーフリー

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な営業所（2026年5月31日現在）

本社	東京都渋谷区
渋谷第1オフィス	東京都渋谷区
渋谷第2オフィス	東京都渋谷区
渋谷第3オフィス	東京都渋谷区
大阪オフィス	大阪府大阪市北区

使用人の状況（2026年5月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
449名	64名増	28.41歳	2.07年

- (注) 1. 使用人数は、正社員の就業人員であり、契約社員、パート・アルバイト及び派遣社員は含んでおりません。なお、平均臨時雇用者数（契約社員、パート・アルバイト及び派遣社員）は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社の事業は、人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
3. 最近日までの1年間に於いて使用人数が64名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い新卒採用及び中途採用が増加したことによるものであります。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年12月23日
新 株 予 約 権 の 数		225,000個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 450,000株 (新株予約権 1 個につき 2 株) (注) 1
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 320円 (1 株当たり 160円)
権 利 行 使 期 間		2024年12月27日から 2032年11月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 225,000個 目的となる株式数 450,000株 保有者数 2 名
	社 外 取 締 役	—
	監 査 役	—

- (注) 1. 2025年7月11日開催の取締役会決議により、2025年8月31日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」が調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

		第 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2025年8月15日	
新 株 予 約 権 の 数		34,000個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 新 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 34,000株 (新株予約権 1 個につき 1 株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 355円 (1 株当たり 355円)	
権 利 行 使 期 間		2027年8月16日から 2035年7月15日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 34,000個 目的となる株式数 34,000株 保有者数 1 名	
	社 外 取 締 役	—	
	監 査 役	—	

(注) 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間及び株式公開の日後12ヵ月を経過する日までの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、取締役会（取締役会設置会社でない場合、取締役の決定）が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2024年3月15日開催の取締役会において、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」を決議し、当該基本方針に基づき、業務の適正性及び効率性の確保を図るとともに、継続的な見直しを通じて内部統制システムの充実・強化に努めております。

なお、当該基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、コンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、行動指針をはじめとするコンプライアンスに関する諸規程を率先して誠実に遵守する。
- ②当社の基本的な行動基準を示した行動指針は、従業員全員に公開され周知されている。また、取締役及び従業員の役職等に応じ、コンプライアンスに関する研修等を継続的に実施するなどして、コンプライアンスの徹底を図る。
- ③コンプライアンス担当役員であるコーポレート ディビジョン管掌取締役は、相談・通報窓口など内部通報制度の適切な運営を図るとともに、重要な推進テーマに対してはリスク・コンプライアンス委員会にてPDCA管理を行う。

また、内部監査担当者は、各ディビジョンとの連携を通じて内部監査の実効性を確保することにより、コンプライアンスの実践・向上に資する体制を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に関する情報の適正な記録・保存及び情報の有効活用のために、取締役会議事録などは文書保管管理規程に従い書面又は電磁的媒体に記録し保存及び管理を行う。
- ②当社は、情報資産の適切な保護を徹底するため、情報システム管理規程に定める情報セキュリティ基本方針により、情報の適正な管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の全社的なリスクマネジメントを推進するため、リスク・コンプライアンス委員会においてリスクに対応するための適正な管理体制とする。
- ②重大なリスクが顕在化した場合又は大規模災害が発生した場合などの緊急時には、迅速かつ適切な対応を行う全社的な危機管理会議を招集・開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役は業務を分担管掌することで、機動的な業務執行を可能とするとともに、取締役

会審議の活性化及び実質化と監督機能強化を図る。

②定時取締役会を月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、各取締役が管掌するディビジョンの報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために、管掌取締役をメンバーとする会議を必要に応じて開催し重要課題への確に対応する。

③経営環境の変化に対応し、意思決定の迅速化や職務執行等、経営の効率化を図るために、職務権限規程及び業務分掌規程を整備し適宜見直しを図る。

5. 監査役の職務執行に関する体制

監査役が職務執行を補助する使用人を求めた場合は、監査役とコーポレート ディビジョン管掌取締役が協議して人選を行う。なお、監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権は監査役が有する。また、当該使用人の人事について、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保する。

6. 監査役への報告体制および通報者保護に関する体制

取締役会およびリスク・コンプライアンス委員会を通じて重要事項を監査役へ報告する体制を整備する。また、内部通報制度により通報された事項は適切に監査役へ報告するとともに、通報者が不利益な取扱いを受けない体制を確保する。

7. 監査役監査の実効性確保に関する体制

監査役の職務執行に係る費用について適切に対応するとともに、代表取締役および取締役との定期的な意見交換、内部監査担当者および会計監査人との連携により、監査の実効性向上を図る。

8. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく当社の財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当該方針に基づき必要な内部統制体制の整備及び運用を行う。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断することを基本方針とし、いかなる場合においても、反社会的勢力に対して金銭その他の経済的利益を提供しない。また、当該方針を「反社会的勢力対策規程」において明確に定め、役職員への周知徹底を図るとともに、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力への対応が適切に行われる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務執行体制

社外取締役並びに公認会計士、弁護士及び社会保険労務士の資格を有する社外監査役が参加する月1回の定時取締役会において、経営数値の進捗状況や内部統制システムの運用状況等、重要な経営課題について議論・審議を行いました。

また、迅速かつ適正な対応が求められる事項については、取締役及び監査役間での情報共有を図り、迅速かつ効率的に職務を執行いたしました。

2. リスク管理体制

想定される各種リスクのうち、経営に与える影響の重要性に鑑み、特に個人情報保護に関するリスクについて、「プライバシーマーク」の適切な運用を軸として、従業員に対する教育・研修を継続的に実施するとともに、その管理・運用状況を取締役及び監査役と共有しております。

また、全社的なリスク管理体制の強化を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回以上開催し、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスクに関する情報の共有及び管理体制の継続的な評価を実施しております。さらに、「リスク・コンプライアンス規程」及び「内部監査規程」に基づき、法令遵守の徹底とコンプライアンス意識の向上を図り、健全な企業運営体制の確立に努めております。

加えて、個別に発生する事案については、管掌取締役の主導のもと、早期発見及び迅速な対応に努めることで、影響の最小化及び再発防止に取り組んでおります。

3. 監査役の職務執行体制

監査役は、取締役会やリスク・コンプライアンス委員会等に出席し、取締役の業務執行の監査を行うほか、社内の重要会議への積極的な参加や、内部監査担当者との連携、代表取締役社長をはじめとする取締役及び各部門のセクションマネージャー以上との定期的な面談を通じて、現場レベルでの業務運用状況の把握に努めました。

これらの活動を通じて、問題点や課題の早期発見に努めるとともに、取締役との緊密な情報共有及び意見交換を実施いたしました。

株主資本等変動計算書

(2025年6月 1日から)
(2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益剰 余金					
当期首残高	30,000	30,268	30,268	7,500	3,889,794	3,897,294	△1,428,656	2,528,906	6,418	2,535,325
当期変動額										
剰余金の配当					△75,606	△75,606		△75,606		△75,606
当期純利益					1,516,431	1,516,431		1,516,431		1,516,431
自己株式の処分		△32,824	△32,824				184,912	152,088		152,088
自己株式の消却		△1,091,612	△1,091,612				1,091,612	－		－
利益剰余金から 資本剰余金への 振替		1,094,167	1,094,167		△1,094,167	△1,094,167		－		－
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									△5,453	△5,453
当期変動額合計	－	△30,268	△30,268	－	346,656	346,656	1,276,524	1,592,912	△5,453	1,587,459
当期末残高	30,000	－	－	7,500	4,236,451	4,243,951	△152,132	4,121,818	965	4,122,784

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	3年～5年
--------------	-------

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する人材紹介事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は顧客である求人企業に対して、求職者の紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で履行義務が充足したと判断し、収益を認識しております。なお、顧客から受け取った又は受け取る対価のうち、将来返金すると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を返金負債に計上しております。取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人材紹介事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は人材紹介事業による手数料のみであることから、収益の分解情報については記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性に乏しいため記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 資産除去債務

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

資産除去債務

100,674千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原状回復義務があるオフィス設備における不動産賃貸借契約について、原状回復費用の見込み額を資産除去債務として計上しております。資産除去債務は、除去サービスを行う業者など第三者からの情報及び賃貸借契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、当該有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込み期間に対応した割引率（現行0.591～1.254％）で割引いて計算しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、資産除去債務の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

277,236千円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約又は貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント の総額	3,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,300,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 12,805,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 724,000株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年8月15日 定 時 株 主 総 会	普通株式	75,606	13.5	2025年5月31日	2025年8月18日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年7月22日 臨 時 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	386,592	32.0	2026年5月31日	2026年8月12日

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 660,000株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金及び設備投資資金については、自己資金を充当しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、オフィス等の不動産賃貸契約書に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、当社の社内規程に従って入金期日及び残高管理を行っており、回収懸念先については、コーポレート ディビジョン財務経理セクションにて進捗状況を把握することでリスクの低減を図っております。

2.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次で資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、重要性に乏しいと認められる金融商品については、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	269,365	199,111	△70,253
資産計	269,365	199,111	△70,253

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	199,111	－	199,111
資産計	－	199,111	－	199,111

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった回収予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債金利等、適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	66,357千円
賞与引当金	79,248千円
社会保険料	12,483千円
減価償却超過額	20,500千円
繰延資産	6,114千円
資産除去債務	46,756千円
その他	15,013千円

繰延税金資産合計	246,475千円
----------	-----------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△26,566千円
繰延税金負債合計	△26,566千円
繰延税金資産の純額	219,909千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	奥山貴広	(被所有) 直接 18.47 間接 52.15 (注) 1	当社代表取締役社長	新株予約権の権 利行使 (注) 2	112,000	－	－
役員	西内信	(被所有) 直接 0.62	当社取締役	新株予約権の権 利行使 (注) 2	12,000	－	－
役員	浅野大樹人	(被所有) 直接 0.62	当社取締役	新株予約権の権 利行使 (注) 2	12,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社代表取締役社長奥山貴広の資産管理会社である株式会社ブリッジインベストメントを通じて間接保有している割合であります。
2. 2022年12月23日開催の取締役会決議に基づき付与された第1回新株予約権及び第2回新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、当該取引金額は当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 341円18銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 132円63銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。